

大仙市屋内遊び場施設整備事業
基本協定書（案）

令和7年4月1日

秋田県大仙市

大仙市屋内遊び場施設整備事業 基本協定書

大仙市屋内遊び場施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、大仙市（以下「市」という。）は、代表企業である●●並びに構成企業である●●、●●及び協力企業である●●、●●（以下、これらの[●(数字)]者を個別に又は総称して「構成員」という。）で構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約（以下、個別に又は総称して「契約等」という。）の締結に向けた、市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

- （1） 市と本事業のうちの設計・建設業務の遂行者としての●●[及び●●]の間で締結される工事請負契約（設計・施工一括発注方式）（以下「工事請負契約」という。）
- （2） 市と本事業のうちの運營業務・維持管理の遂行者としての●●及び●●の間で締結される指定管理者基本協定（以下「指定管理者基本協定」という。）

（市及び企業グループの義務）

第2条 市及び企業グループは、契約等の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 企業グループは、契約等の締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続にかかる市の要望事項を尊重する。

（契約等の締結等）

第3条 市及び企業グループは、実施要領等（本事業に関し令和7年4月1日に公表された公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）及び実施要領の添付資料並びに付属資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の工事請負契約書案及び指定管理者基本協定書案（以下、個別に又は総称して「契約書等」という。）の形式及び内容にて、契約等を締結するべく最大限努力する。

- 2 市は、実施要領に添付の契約書等の文言に関し、企業グループより説明を求められた場合、実施要領等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、構成員のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、市は契約等の全部又は一部を締結しないことができる。

- （1） 構成員が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

- (2) 構成員が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 構成員が、前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 構成員（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 4 第1項の規定にかかわらず、契約等の締結までに、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、契約等の全部又は一部を締結しないことができる。
- (1) 役員等（構成員が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、構成員が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、本項第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第6項に該当する場合を除く。）に、市が当該構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。
- 5 契約等の締結までに、構成員のいずれかが実施要領において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、未締結の契約等の全部又は一部を締結しないことができる。
- 6 市は、構成員のいずれかが本条第3項各号、第4項各号のいずれか又は前項に該当するときは、本協定を解除することができる。本協定の規定に基づき本協定が終了（解除による場合を含む。）したときは、市及び企業グループは、協議の上、締結済みの契約等の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第4条 企業グループは、構成員のいずれかが前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当するときは、市が契約等の締結如何又は本協定の解除をするか否かを問わず、違約金として、企業グループが提案書類（企業グループが公募手続において市に提出した応募提案、市からの質問に対する回答書その他応募者が基本契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に記載した【本件

事業の提案価格（税抜）を記載】にこれらに係る消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、構成員は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
- 3 第 1 項の場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、企業グループは、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成員は、連帯してこれを負担する。

（準備行為）

第 5 条 契約等の締結前であっても、企業グループは、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

（契約等の不成立）

- 第 6 条 大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 62 号。以下「契約条例」という。）第 2 条の規定による契約の締結又は大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 366 号）第 7 条の規定による指定管理者の指定が大仙市議会において否決されたことにより、契約等の締結に至らなかった場合、既に市及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 前項の場合を除き、契約等のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

（本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第 7 条 市及び企業グループは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の地位並びに本協定上の権利及び義務の全部又は一部につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持義務）

- 第 8 条 市及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
 - （１） 開示の時に公知である情報
 - （２） 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - （３） 相手方に対する開示の後に、市又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - （４） 市及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - 3 第 1 項の定めにかかわらず、市及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要

することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 市が、本事業にかかる各業務を構成員以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(本協定の変更)

第9条 本協定の規定は、市及び企業グループの書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、秋田地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、すべての契約等が締結されて本契約となったときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の終了後も第8条及び第10条の定めは有効に存続し、当事を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第12条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第13条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、大仙市財務規則（平成17年規則第61号）によるほか、その都度、市及び企業グループが誠実に協議の上これを定めるものとする。

(以下余白)

この協定の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

市： 秋田県大仙市大曲花園町 1 番 1 号
 大仙市
 大仙市長 老松 博行

企業グループ：(代表企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(協力企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]